

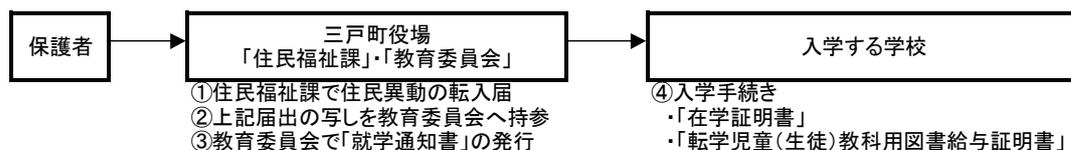
◎小中学校の転入・転出のご案内

☆市区町村を越えて引っ越しするとき

●転入のとき

- ① 住民福祉課「戸籍係」で住民異動の転入届を行います。
- ② 上記届出の写しが発行されますので、教育委員会事務局(役場4階)までご持参ください。
- ③ 「就学通知書」が発行され、学校が指定されます。
- ④ 指定された学校へ行き、前の学校から受け取った「在学証明書」と「転学児童(生徒)教科用図書給与証明書」を提出し、転入学手続きをします。

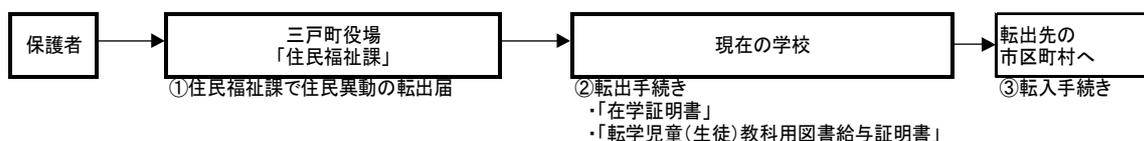
転入



●転出のとき

- ① 住民福祉課「戸籍係」で住民異動の転出届を行います。
(※ 事前に現在の学校へ転出することをご相談ください。)
- ② 現在の学校で、「在学証明書」と「転学児童(生徒)教科用図書給与証明書」の発行を受けます。
- ③ 転出先の市区町村で転入の手続きを行います。

転出



☆町内で引っ越しとき

●学区が変わらないとき

- ① 住民福祉課「戸籍係」で住民異動の転居届を行います。

●学区が変わるとき

- ① 住民福祉課「戸籍係」で住民異動の転居届を行います。
- ② 上記届出の写しが発行されますので、教育委員会事務局(役場4階)までご持参ください。
〔転居先の学区の学校へ就学する場合 → 1)へ
現在就学している学校へそのまま在籍させたい場合 → 2)へ
- 1) ③ 「就学通知書」が発行され、学校が指定されます。
④ 現在の学校で、「在学証明書」の発行を受けます。
⑤ 指定された学校へ行き、前の学校から受け取った「在学証明書」を提出し、転入学手続きをします。
- 2) ③' 「指定学校変更申立書」に記入提出していただきます。【要印鑑】
④' 後日、教育委員会から「指定学校の変更許可通知」が送付されます。

町内転居

